

平成26年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

平成26年4月1日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成26年4月1日（火）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第29号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の  
議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の  
一部改正）
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条  
例の一部改正）
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険  
税条例の一部改正）
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認について（平成25年度尾鷲市  
一般会計補正予算第7号）  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第29号 平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の  
議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員  | 2 番 内 山 鉄 芳 議員   |
| 3 番 中 平 隆 夫 議員  | 4 番 田 中 勲 議員     |
| 5 番 小 川 公 明 議員  | 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 |
| 7 番 三 鬼 和 昭 議員  | 8 番 南 靖 久 議員     |
| 9 番 榎 本 隆 吉 議員  | 10 番 高 村 泰 徳 議員  |
| 11 番 奥 田 尚 佳 議員 | 12 番 三 鬼 孝 之 議員  |

13番 村田 幸隆 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	南 進 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	尾 上 廣 宣 君
市民サービス課長	湯 浅 富 士 雄 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	内 山 洋 輔 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	浜 田 一 志 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長	尾 崎 八 重 子 君
尾鷲総合病院医事課長	大 川 勝 之 君
教育委員長	千 種 良 子 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監査委員事務局長	上 田 敏 博 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
議 事 ・ 調 査 係 長  
議 事 ・ 調 査 係 書 記

内 山 雅 善  
岩 本 功  
松 永 佳 久

〔開会 午後 2時00分〕

議長（高村泰徳議員） これより平成26年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様には、大変お忙しい中、急遽平成26年第2回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の議案1件と、「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」を初めとする報告4件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（高村泰徳議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番、村田幸隆議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案をしております議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして御説明いたします。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,755万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を101億8,943万7,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は、浄化槽設置整備事業補助金918万6,000円の追加であります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は、浄化槽設置整備事業補助金310万3,000円の追加であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として1,526万9,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

4款衛生費、3項環境衛生費、2目環境調査対策費は、浄化槽設置整備事業補助金2,755万8,000円の追加であります。

以上をもちまして、議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） これはきのうの説明でも少し出ておりましたけれども、浄化

槽の補助金について、昨年並みの補助制度になるというふうに説明を受けたと思うんですけども、昨年から6万、9万の、転換浄化槽に補助金が近隣の市町村にはついておるんやけど、尾鷲市は、昨年は昨年として、今年度もやっぱり近隣並みにはいかないんですか。この辺の補助金はどうなっておるんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 近隣の市町は、転換の部分の補助金は確かに補助として新設しているようなところがあるようでございますけれども、しかし、新築の分につきましては、県の補助金がなくなったのと同様に、新たにその分を見ていないというようなところがあります。

尾鷲市は新築の分は見たわけですけども、転換の分の、転換を奨励するような補助金については認めておりませんので、今後十分検討してまいりたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 新築は補助金が県は削られたということで残念には思いますけれども、尾鷲市がそれに手当てをするというので、それはそれで結構だと思いますけど、一番大事なのはやっぱり転換だと思うんですね。

新築は黙っておっても必ず合併浄化槽をつけてくれておるのが実態やないかと思うんですけども、転換のほうはくみ取りとそれから単独浄化槽という形の中で、ここに水をきれいにするという意味合いがあるんですね。その辺のところを今年度実行するお気持ちがないのかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 転換分につきましては、県の補助金はなくなっておりますが、近隣市町についてはそういった補助金を加算して浄化槽の転換促進を図ろうとしているところでありますので、我々としても、新築分は、尾鷲市は県の補助金がなくなった分を市の単独補助金で補おうとしておりますけれども、しかし、転換についても早急に検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 早急に検討をしていただくということは理解できるんですけど、今年度、これを実行せなったら、尾鷲市民が、特に、新築の方は別にして、転換をされる市民は去年も恐らく約1,000万前後の補助金が市民負担で進んでしまったんやろうと思うんですね。そういう意味では、去年もまたことしも尾鷲だけが市民サービスを受けられないということになりはしないかと思うんです。

そういう意味では、市長の言われておる市民サービスの向上を目指しておるんだということとは裏腹の状態になってしまうので、そこの辺のところ、今年度必ずやりますという約束はできないでしょうか。もう一度お尋ねします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 早急に検討をさせていただきます。

議長（高村泰徳議員） よろしいか。

1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 検討はよくわかりました。理解いたしました。今年度やるかやらんかというのは約束できないんですか。その辺の答弁だけお願いします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今年度実施できるように検討を進めたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 1 3 番、村田議員。

1 3 番（村田幸隆議員） 今の真井さんの質疑に関連してなんですが、今年度実施できるように頑張ってもらいたいという市長のお言葉ですが、これは前向きな言葉と捉えてよろしいんですか。まず確認をしておきたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず御理解いただきたいのは、新築分の県の補助金についてはなくなった分を市で補おうという、これについては早急に進めたわけですがけれども、転換分については我々もまだ十分議論しておりませんので、今年度実施できるように積極的に、前向きに検討を進めていきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 1 3 番、村田議員。

1 3 番（村田幸隆議員） 今、積極的に前向きにという言葉がありましたから、それを私、信じるものでありますけれども、今年度できるようにというと、今年度といっても長いんですね、1 年間ありますから。ですから早い時期に、できたら次の定例会、6 月ぐらいですから、6 月の補正でも上げるような気持ちで検討していただくということ、これはお約束をしていただけますか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのように前向きに議論を進めさせていただきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 1 3 番、村田議員。

1 3 番（村田幸隆議員） それからあと 1 点、今回のこの予算、1 年間新築部分についての補助ということでありましてけれども、これは後刻開かれる予算決算常任委

員会でまた議論をすればいいのかなと思いますけれども、確認だけしておきたいのは、1年間新築に補助金を出すということは、この1年間はPFIの事業は取り組んでいかないということなんです。そこのところの確認をしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これは議会の承認があつてのことでもありますけれども、しかし、我々としては、今までPFI事業の優位性をもとにいろいろ進めてきて事業実施を進めてきたわけでありますので、その流れに沿って、我々としてはPFI事業にも取り組んでいきたい。前回否決のときにいろいろ御指摘をいただいた課題をクリアできるものなら我々としてはPFI事業にも取り組んでいって、もし途中で変われるようなものであれば、PFI事業に変換もしていきたいと思つてるところであります。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） これは私、資料も今持っていませんので、市長の言葉を捉えて質疑をするしかないと思うんですけれども、一方ではPFI事業の検討をどんどんしていくんだと、途中で変わるようであれば変えていきたい。私はこのやり方がいかなものかなと。

予算のあり方、あるいは市政執行のあり方ということについて、これはこれでいいんだろうか。1年間の補助金を出しておいて、議会が今から議決をどうするかわかりませんけれども、こういう予算を出してくる。一方ではPFIで模索をしていくんだと。話に聞きますと、4月以降、住民説明会も開いたりやっていくということでもありますけれども、1回議会でも否決をされて、そのかわりにこの予算を上げてきたわけなんです。しかし、先ほどの全協でもちょっとありましたけれども、まだそれは生きておるんですよ。まだ生きておるんですよ。これは別問題なんですというような市長のお言葉がありましたから、私、これは市政執行上いかなものであろう、検討するというのは結構でありますけれども、その実現に向けてどんどんやっていくというのは、一方では1年間の補助の予算を出しておきながら、一方ではそういった行動をするという、この市政執行あるいは行政の進め方、あり方ということについてはいかなものであろうかと私は思うんです。ですから、再度市長のお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 浄化槽の整備事業につきましては、国とのいろんな、あるいは

県とのいろいろな協議の中で事業計画を立てております。今回は議会の皆さんの否決ということを受けまして、県あるいは国との協議の中で、事業計画をどうしていくのかといういろいろな議論をしてきました。それとあわせて補助金をどうするかという議論もしてきたわけでございますけれども、その中で、議会の議決がない以上は、当面個人設置型でいかざるを得ないということでもありますので、その予算につきましては、1年間の個人設置型の予算を計上させていただいたところでもあります。

しかし、これとて、もし市町村設置型に移行するにしても議会の議決というものが大前提でございますので、その辺のいろいろな今まで指摘していただいた課題をどうクリアできるのか、その辺を議会の皆さんと相談させていただきながら、また進めさせていただきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） これは、私の言っておることがまるきりいいのかわかりませんが、私の考えも含めて再度お聞きいたしたいと思うんですけれども。

一方ではPFI事業をやっていって、1回否決されておるんですね、これはだめなんですよということで否決をされておるのに、今からまだいろんな面で進めていく。しかも条例さえ認められていないその中で、PFI事業だからいろんな絡みがあって中身を説明するというのも、時と場合によっては理解できないことはありませんけれども、しかし、条例さえも制定されていない、認められていない、しかもこのことについてはきちっと否決を全会一致でされておる、そういう状況の中で、今後もまたそれを進めていって可能性を求めるといことなんでしょうけれども、その辺の根拠づくりというのはきちっとできますかね。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 我々も2年前からこの事業に取り組んでこさせていただきまして、いろんな調査の中でPFIの優位性等を確認しましたところでもありますので、しかもそういった流れの中で今いろんな事業を進めている。もちろん、今まだ条例さえ通っておりませんが、そういった中でどうしたらこの事業を進められるのか、もちろん議会の皆さんとの相談の中でありますけれども、何とかスケジュールに沿って進めさせていただきたいなというふうに思っておるところであります。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） これ、最後にしますが、先ほど全協の中で、小川議員の質問の中に、市長は不退転の気持ちでということと言われたんですが、そのときに市長が、いや、不退転の気持ちというか、流れの中で進めておるんだということと言われましたけれども、あくまでもこのPFIというのは不退転の気持ちでやられるおつもりなんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 小川議員の質問に対しては、優先交渉権者が生きているということについての不退転の決意というふうに聞かれましたので、それは、その件に関しては不退転という話ではありませんという話をさせていただいた。ただ、PFI事業を進めるについて、我々は2年間やってきましたので、この優位性については、私は不退転の決意で進めさせていただきたいなと思っております。もちろん、議会の同意がなければできないことでありますけれども。

議長（高村泰徳議員） よろしいか。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） きょう、4月1日ということで新年度を迎えましたけれども、それで課長の皆様、結構かわられた方もたくさんいらっしゃって、何かフレッシュな感じがしますけれども、逆に先ほどの議会運営委員会、それから全員協議会、今の質疑を聞いていても、何か重苦しい雰囲気が出てならないんですけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、今回この議案、きょうから新年度ということなんですけれども、この前3月18日の最終日に修正というか補正が1回ありまして、今回この補正予算というのが第2号ということで、新年度初日にかかわらず2回目の補正なんですけれども、その辺のことにつきまして、まずこの議案につきまして、市長は率直にどのようにお考えですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 提案説明のときにも言わせていただいたように、新年度早々にこのような形でお願いすることになったことについては本当に心からおわびを申し上げたいと思います。

ただ、我々もこの件に関しては専決ありきで進んだ話ではありませんので、議会とも相談させていただきながらやらせていただいたことだけは御理解を願いたいと思います。しかし、こういった形での提案になったことは心からおわびを申し上げたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いろいろな事情があると思いますけれども、ただ、専決でやってもこれは第2号になるわけですので、そういう意味では、初日から2回目の修正というか補正というのは前代未聞だと思いますけれども、今後気をつけてほしいなと思うわけなんです、もう一点市長にお伺いしたいんですけれども、先ほど村田議員が言われたこととかなり重なりますけれども、私は、きのうは専決という形で補正予算を出されましたけれども、この出されたことで私は、これで市長は6月だと言われておったけれども、ここで専決で上げたいと言われていたことは、もうPFIは完全に諦めて、諦めたというか白紙にして、今後従来どおり個人設置型で進めていくのかなという印象を持っていたんですけれども、今ちょっと、きのうの話もそうですけれども、先ほどの質疑を聞いていてもそういうふうな、再確認なんですけれども、PFIを諦めたということではないんですね。とりあえず、今回は予算を個人設置型でやらざるを得ないから認めてほしいというような理解でいいですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 2年間いろいろやってきた中で課題もたくさんあります。その課題をクリアできるのであれば、何とかPFI、市町村設置型の事業につなげていきたいというふうには思っております。

議長（高村泰徳議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 委員会審議が次にございますので最後の質問にしたいと思いますけれども、ただ、今回でも、この4月、きょうから市長はPFIでやりたいということで、国や県とも話をしていたわけですね。国は環境省ですか。1月に臨時会で否決になって個人設置型でいくということで、再度国や県との話し合いの中で従来どおりということで、また国からの補助をもらえるようになったということだと思っておりますけれども、ただ、市長、そういうふうに市長自身が今後またPFIをやりたいんや、でも個人設置型で今後は4月からやっていくけれどもやりたいんやと言うて、そういう形だと、国や県も混乱すると思いますし、市民の方もどうなるんだろうという不安も当然出てくると思います。それと、きのうも何か急に環境課長がかわりましたけれども、職員の間でも混乱がかなり起こるんじゃないかなという。やっぱりはっきり市長がここで、やっぱり議会が否決しているんだから一旦白紙にするというふうに宣言されたほうが職員の方も仕事をやりやすいんじゃないかなという気がするんですけれども、そうは思われませんか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 国、県に関しましては、浄化槽設置の事業計画の中でPFIの導入の優位性が認められた時点で、市町村設置型でいかせてもらいたいというような計画の提出をしておりますが、今回は議会で認めていただけないという状態でありますのでどうしようという相談をさせていただいた中で、こういうような結論に至ったわけであります。

それから、市の職員につきましては、やはり今まで2年間やってきた事業の推進の中でPFIをやっているという意思が高いところでもありますので、私もあわせて課題をクリアしながら、できるものなら進めさせていただきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 最初に、本会議での発言でしたので確認しておきたいと思えます。

第1回定例会におきまして、26年度にこの予算が全然計上されていなかったもので伺ったところ、きのうも発言しましたが、6月議会の補正で十分いいんだということを職員が、当時の課長が発言しましたが、課長の発言イコール市長の発言も同じだと思うんですけど、まず、これについて、この見解、1日から必ず存在してなくてはならないのか、6月でも構わなかったのか、その辺のことをまず明確な地方自治法の形式、予算体制、補助金等々のあれに関して明確にまずこのことをお答えください。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 3月定例会の中で6月補正という発言があったかと思いますが、私といたしましては、この6月の補正でという発言については、市民の不利益が生じないように、最悪の状態であっても6月の補正までには間に合わせるというような趣旨の発言だったと思っております。

そういったことが、市民の不利益を生じさせないように、今回の措置が最善の方法、4月1日からの補助を滞らせないという意味において最善の方法であると判断したということでこういった形になりましたので、御理解をいただけないかなと思っております。

議長（高村泰徳議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 新課長の御説明とか心内というのは、これは御理解したいと思っておりますけど、今回専決するという中で、今の話を伺っていると、前課長が

言われましたように、市民の方の理解さえ得られたら6月補正でも、待っていたら6月補正でも構わないわけですね、これは。

その辺だけ確認したいと思います。そのことによって気持ちが変わるとか云々じゃないですけど、このことだけきちっとただしておきたいと思いますので御答弁ください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 定例会中に回答させていただいた後、国、県との協議に入りまして、そういった確認をしたところ、個人設置型の交付申請を行うのであれば、4月1日現在で予算を計上しておくのが本来の姿だという、予算の確保をしていない状況では補助申請の受け付けが難しいと指摘を受けたと報告を受けております。

それから、もちろん4月1日、遅滞なく市民の皆さんに対して補助金の申請を受け、交付をするということも大きな理由であります。

議長（高村泰徳議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 当然、私もあの時点では、3月定例会中に議長なりと相談して、市の金を含めてでも補正できないのか、追加議案で補正できないのかと願うたあれですから、4月1日からこのように計上していただくこと自体には何ら異存はないし、変な議論をすることも毛頭ないんですけど。

余りにもこういったやり方というか手順がお粗末というか、20日の段階でそのように内示があったとすれば、早い時期にやっぱり議長とこの対応について、もう少し早い時期にどう対応したらいいかということを経済の側、議長等々、相談の上で、直前に専決でいいのか臨時会なのかというそういった駆け引きみたいな話でなく、20日にした段階で議会対応、市としては4月1日からやりたいのというような話はやっぱりしていただくこと自体が、一方では議会とのやっぱり両輪の中での是々非々のほうに入るのではないかと思えるので、ちょっとそれは遺憾に思います。

それと、先ほど真井議員、それから村田議員が言われていましたように、市長は改修のほうにも積極的に前向きな返答、取りかえですね、新築ではないほうのことも言っていた、これは個人設置でやるやり方についての御議論だと思うんですね。

そういったように、当面市長は個人設置でいくんだなということを理解できる反面、やはり先ほどの全協でもありましたように、小川議員がプロポーザルのほ

うがどうなのかと出ておりましたように、私もやはり市町村整備でいくということが、そういった法整備がされていない以上、このプロポーザル募集をしたところも、そういったのも一旦きのうの3月31日現在で白紙にすべきだと思うんですけど、再度そういったお考えはないのか、その辺についてお答えください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、予算の計上につきましては、オーソドックスな形で進めさせていただきたいと思っております。これに関しましてはおわびを申し上げますと思います。

それから、優先交渉権者との話でありますけれども、現時点ではまだ生きておりますのでまだ続けておりますけど、しかし、いつの段階かで結論を出さなければならぬときが来るとは思っております。しかし、いろんな課題がある中で、PFI事業の優越性をもとにいろいろ事業を進めてきておりますので、その点につきましては、課題等、山積しておりますけど、その課題がクリアできないのかどうかという話を詰めながら進めさせていただきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 質疑ですのであれですけど、PFIの優位性というのを2年間した中で、我々も部分的には十分理解できることもあります。ただ、この前、提案してきたような状態では、全部可能かということを考えても難しいところもあろうという判断もございますし、使用料とかそういったものについても先々でという議論がありますので、私は否決のほう、全議員ですけど、それぞれの理由があつてのことですけど、私個人はそういう形でさせていただきました。

ただ、現状のメンバーもかわらない同じような条件で出てきても、それが次、結果が変わることはあり得ない、私ども議会のモラルとしてはあり得ないことですから、その辺はもう少し柔軟性を持って考えていただいて、一度白紙にさせていただいて、もう一度市民との相談であるとか説明会であるとかを踏まえた上で、可能性のあるPFIの事業の構築というのを御検討していただいて御提案していただくというのがベターではないかと思いますが、再度お伺いしますが、いかがですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もちろん、1月の臨時会の状態のままに議会の皆さんに御了承願えるとは思っておりませんので、その点の中でどうしたらいいのか、先日も議員の皆さんに市民相談会の御相談などをさせていただいたところでもありますけれ

ども、その進め方については議会との相談の中で進めさせていただくということ  
であります。御理解を願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付の議案付託  
表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託い  
たしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案  
は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第4、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例  
等の一部改正）」から日程第7、報告第5号「専決処分事項の承認について（平  
成25年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」までの報告4件を一括議題といた  
します。

ただいま議題となりました報告4件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。  
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第2号から報告第5号の「専決処分事項の承認について」につきましては、  
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを同条第3項の規定  
により報告し、議会の承認を求めるものであります。

まず、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改  
正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴  
うものであり、主な改正点といたしましては、法人税割の標準税率及び制限税率  
が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備及び軽自動車税の税率の引き上げ  
によるものであります。

次に、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一  
部改正）」につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたこと  
に伴うものであり、改正点といたしましては、地方税法を引用する項が改正され  
たことに伴う条文の整理であります。

次に、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更及び地方税法施行規則を引用する行が改正されたことに伴う条文の整理であります。

続きまして、報告第5号の「専決処分事項の承認について（平成25年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」につきましては、歳入では、地方交付税株式等譲渡所得割交付金等の額の確定、寄附金の額の確定、市債の借入額確定による増額などであります。歳出では、財政調整基金及び地域の元気臨時交付金基金への基金積立金によるものであります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ1億7,847万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億1,734万9,000円とする歳入歳出予算の補正、借入額確定に伴う地方債補正であります。

以上、報告4件についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第5、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画

税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第6、報告第4号「専決処分事項の承認について(尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第7、報告第5号「専決処分事項の承認について(平成25年度尾鷲市一般会計補正予算第7号)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において予算決算常任委員会を開催していただき、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願います。

それでは、暫時休憩します。

[休憩 午後 2時41分]

[再開 午後 3時54分]

議長(高村泰徳議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管の予算決算常任委員会の委員長報告がまだできていないため、本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。

[休憩 午後 3時55分]

[再開 午後 4時11分]

議長(高村泰徳議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、南靖久委員長。

〔8番（南靖久議員）登壇〕

8番（南靖久議員） 報告させていただきます。

私たち予算決算常任委員会に付託されました議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本日午後2時50分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第29号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、審査過程において、各委員から、将来尾鷲市における合併浄化槽事業の方向性が明確に示されていないどころか、いまだに議会が否決した合併浄化槽市町村設置型PFI、いわゆる民間活力導入事業の優先交渉事業所の公表の存在が残っている状況は、議会議決を無視している執行部の考え方であり、この考えに対して理解に苦しむとの意見が多く出され、白紙撤回を望む声が大でありました。

また、県下近隣自治体において、合併浄化槽事業の補助金制度の中で特に単独浄化槽やくみ取りトイレからの転換に対して33万2,000円の補助金のほかに、国、県の補助を受けて撤去費用9万円、配管費用6万円を別途設けて合併浄化槽の普及に力を注いでいる状況であります。尾鷲市においては、新築補助金の据え置きは理解できるものの、別途市としても近隣市町並みの補助をつけるべきとの意見が多く出されました。

いずれにいたしましても、合併浄化槽事業につきましては、市が進めようとしている市町村設置型PFI事業について現段階で議会議決が得られていない状況であることから、従来の補助要綱に基づき個人設置型で進めなければならないので、よりよい普及整備条件の中で、海や河川の環境を生活排水から守るため、合併浄化槽の普及に向け、執行部と議会が車の両輪となって互いに切磋琢磨し、鋭意努力する必要があることを最後に申し添え、委員長報告にかえさせていた

だきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第8、議案第29号「平成26年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高村泰徳議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。本臨時会に提出いたしました議案を原案どおり御承認賜りましたことに感謝申し上げます。

改めまして、急遽臨時会開催となりましたことのおわびを申し上げまして、簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 本日1日、御苦労さまでした。

これをもって平成26年第2回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午後 4時17分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員